



会派「改革クラブ」先進地視察研修報告

改革クラブ 渡部 いっぶ

先進地視察研修期間 2025年3月28日(金)～3月29日(土)(2日間)

先進地視察研修先 東京都

3月28日(金) 東京都衆議院会館 1階第5会議室

説明省庁 環境省・資源エネルギー庁・農林水産省・国土交通省・

中小企業庁

13:30～16:30

調査項目「脱炭素社会 再生可能エネルギー・(バイオマス・風力)発電・
水素・有機農業・中心市街地活性化」

研修報告については、極めてハードで内容が豊富であることから、要点のみの報告と致します。

3月28日(金) 東京都衆議院会館 1階第5会議室

調査項目「福島県における再生可能エネルギー等の導入促進のための支援事業」

令和7年度予算案額 52億円

○事業目的

福島県における新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギー発電設備等の実証・整備及び福島県内における再生可能エネルギー拠点の形成に向けた取組を支援するとともに、水素輸送設備、水素利用設備の導入等を支援し、水素サプライチェーンを構築することを目的とする。

○事業概要

(1) 再生可能エネルギー導入支援

- ・阿武隈山地等において、再生可能エネルギー導入拡大のための共用送電線や風力等の発電設備、付帯する蓄電池・送電線の導入等を支援する。
- ・再生可能エネルギー導入の更なる導入拡大に向けペロブスカイト太陽電池や風力発電等の事業可能性調査等を支援する。

(2) 県内における再生可能エネルギー拠点形成支援

- ・再エネ関連事業者の参入検討から、技術開発、事業化・製品化、人材確保、販路拡大までを一体的に支援し、関連産業の創出を図る。
- ・福島再生可能エネルギー研究所(FREA)の再生可能エネルギーに係る拠点機能強化(風力発電の人材育成拠点の形成等)を図る。

(3) 県内における水素サプライチェーンの設備導入の支援等

- ・水素輸送設備、水素利用設備の導入等を支援する。

○事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

補助(定額、2/3、1/2、1/10)・委託

補助

国(定額) → 福島県 補助 → 民間事業者等

(定額) → 福島再生可能エネルギー研究所(FREA)

○成果目標・事業期間

- ・令和 8 年度までに福島県内に 595MW の再生エネルギー発電設備を導入する。
- ・令和 8 年度においては福島県内に再エネ関連技術について 14 件の実用化を図る。
- ・令和 8 年度までに福島県内に水素輸送設備、水素利用設備の導入等により、250 t の水素導入を図る。

調査項目「今後の福島新エネ社会構想実現に向けた取り組み：再エネ」

【ペロブスカイト太陽電池に関する動き】

- ・次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の開発を加速し、国内の先行活用として 2024 年度中に①Ｊヴィレッジ、②あづま総合運動公園、③福島県立博物館の計 3 カ所への設置計画。2025 年度には、県内の公共性の高い施設への更なるモデル的な設置を推進。
- ・Ｊヴィレッジへの設置は、日本発の試みとして地面・湾曲形状に設置予定であり、今後、高速道路の法面等への設置など活用場所が飛躍的に向上する意義の大きい取組。
- ・福島県内及び県内 12 市町村が参加する次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会において、次世代型太陽電池の社会実装に向けた量産技術の確立、生産体制整備、需要創出の取組を推進。

調査項目「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立、分散型エネルギー設備導入推進事業

【令和 7 年度予算（案） 2,000 百万円】

【令和 6 年度補正予算額 2,000 百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生エネルギー設備等の導入を支援する

1. 事業目的 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・畜エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生エネルギーの率先導入を実施することにより、地域レジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等^{*1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池^{*2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省 CO2 設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

^{*1} 地域防災計画により災害時に避難設備として位置づけられた公共施設及び公用施設、又は業務統計改革により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：災害拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

^{*2} 蓄電池として EV を導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能な EV に蓄電容量の 1/2×4 万円/Kwh を補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入は PPA 等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 関節補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又は CGS）：1/2
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対策

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等

○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持する公共施設等

上記を導入 ・再エネ設備、・蓄電池、・CGS、・省 CO2 設備、・熱利用設備等

調査項目「地域脱炭素推進交付金」

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和7年度予算（案） 38,521 百万円（42,520 百万円）】

【令和6年度補正予算額 36,500 百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素交付金により支援します。

1. 事業目的 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国、地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地域温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方の連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（2）特定脱炭素移行加速化交付金（GX）

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（3）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行管理を実施する。

3, 事業スキーム

■事業形態 (1)(2) 交付金、(3) 委託費

■交付対象・委託先 (1)(2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和 4 年度～令和 12 年度

4, 事業イメージ

(1) 少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域

(2) 重点対策を全国津々浦々で実施

〈参考：(1)(2) 交付スキーム〉

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 ➡ 地方公共団体

(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 ➡ 地方公共団体 ➡ 民間事業者等

有機農業をめぐる事情

令和 7 年 3 月

農林水産省

農産局農業環境対策課

みどりの食糧システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

持続可能な食糧システムの構築に向け、「みどりの食糧システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

現状と今後の課題

○生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退

○温暖化、大規模自然災害

○コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大

○国際ルールメイキングへの参画

『Farm to Fork 戦略』

2030 年までに化学農薬の使用及びリスクを 50%減、有機農業を 25%に拡大

『農業イノベーションアジェンダ』

2050 年までに農業生産量 40%増加とフットプリント半減

◎農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食糧システムの構築が急務

目指す姿と取組方向

◆2050 年までに目指す姿

▶ 農林水産業の CO2 ゼロミッション化

▶ 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系野確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農業等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を 50%低減

- ▶ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を 30%低減
- ▶ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100万 ha）に拡大
- ▶ 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- ▶ 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- ▶ エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ▶ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人口種苗比率100%を実現

◆戦略的な取組方法

- ・2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
- ・2040年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ
今後「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食糧・農林水産業を行うものの集中。

：2030年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

◆期待される効果

◇経済 持続可能な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料、飼料、原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を生かした多様な働き方、生産者の裾野を拡大

◇社会 国民の豊かな食生活地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的日本型食生活
- ・地域資源を生かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する社会

◇環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切り替えによるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト削減

学校給食における有機農産物の導入の取組

◇千葉県木更津市

- 令和元年度から「学校給食提供に向けた有機米プロジェクト」を開始し、木更津市産の有機コシヒカリを学校給食に提供
- 給食での有機米の利用割合を拡大させており、令和8年度には学校で提供する米を全量有機米

とする目標。(慣行農産物との差額は一般財源で措置)

【有機米の提供割合】

R元：2%（年3日）⇒R4：53%（年71日）⇒ R5：62%（年83日）

※米飯給食を実施した日数に対する有機米を提供した日数の割合

◇大阪府泉大津市×北海道旭川市

○ 令和4年度から泉大津市は「ときめき給食」として提供する取組を実施。

○ 令和5年8月、泉大津市と旭川市の間で有機農産物の供給等に係る連携協定を締結*。

令和5年度に旭川市産有機JAS米「ゆめぴりか」を約20t購入し、令和6年度7月から学校給食にて提供。

* 令和5年3月、泉大津市は「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、生産地と消費地の“共存共生”の考えに立ち、互いの課題解決に向けた独自の食のサプライチェーン構築を進めている。

バイオマス発電の現状と課題

2025年3月

資源エネルギー庁

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日 閣議決定）※バイオマス部分抜粋

V、2040年に向けた政策の方向性

3、脱炭素電源の拡大と系統整備

（2）再生可能エネルギー

⑥バイオマス発電

（ア）基本的考え方

バイオマス発電は、災害時のレジリエンス向上や地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果が大いなど。地域分散型、地産地消型エネルギー減として多様な価値を有するエネルギー源である。

一方で、発電コストの大半を収集・運搬等の燃料費が占める構造にあることに加え、昨今では燃料需給のひっ迫も見られ、事業の安定継続が課題である。このため、地域の農林業等と連携してコスト低減や燃料安定調達等を進める。

（イ）今後の課題と対応

国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、環形省庁が連携し、林地残材等の更なる利用に向けた体制構築、各地域に適した早生樹や広葉樹等の育成手法等の実証、適正な再造林等を推進する。また、環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めていく。

また、地域の農林業等と連携し、エネルギー変換効率の高い熱電併給の地域内利用を推進するとともに、農山漁村再生可能エネルギー法等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進し、農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物等の裕子活用を図る。

大規模なバイオマス発電については、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。

1. バイオマスとは

- バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）」であり、大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。
- バイオマス製品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化することが強く求められている。

◆バイオマスの種類

○ 廃棄物系バイオマス

- ・家畜排せつ物
- ・下水汚泥
- ・黒液*
- ・紙
- ・食品廃棄物
- ・製材工場等製材
- ・建設発生木材

*木材パルプを作るときに科学的に分解・部売りした際、発生する液体

○ 未利用系バイオマス

- ・農作物非食用部
- ・林地残材

○ 資源作物

- ・微細藻類等

◆用途

○ マテリアル利用

- ・素材として プラスチック・樹脂等
- ・化成品原料として アミノ酸、有機化学物質等

○ エネルギー利用

- ・電気・熱に変換 直接燃焼、ガス化
- ・燃料に変換 エタノール、ディーゼル、固形燃料、ガス等

（既存利用）

- ・肥料
- ・薪炭等

◆カーボンニュートラルとは？

生物由来のバイオマスは、燃焼等により二酸化炭素を排出しても生物の成長過程で光合成により吸収、大気中の二酸化炭素を増加させないという性質

◆バイオマス活用にあたっての課題

- 多くのバイオマスは、地域に「広く薄く」存在しているため、経済性の向上が重要
 - ・原料の効率的な収集・運搬システムの確立
 - ・バイオマス製品等の販路の確保
 - ・幅広い用途への活用（高付加価値化）
 - ・製造・利用技術の低コスト化



経済性が確保された一貫システムの構築

2. バイオマス活用基本計画の概要（令和4年9月6日閣議決定）

- 持続的に発展する経済社会や循環型社会の構築に向け「緑の食糧システム戦略」に示された生産力の向上と持続性の両立を推進し、地域資源の最大限の活用を図ることが重要。
- 今回の決定においては、新たに、農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進、製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェアを国産バイオマス産業による獲得を目指す。

第1 基本的な方針

- 農林漁業者等のバイオマス供給者、製造事業者、金融機関、学識経験者、行政機関等が連携を図りバイオマス活用における需給に応じた適切な規模のバイオマス活用システムの構築を推進
- 地域課題への対応に向け、地域が主体となったバイオマスの総合的な利用を推進
- バイオマスの活用が脱炭素社会の形成に貢献するなど、消費者の理解の醸成による需要構造の変化を促進
- 生物多様性の確保等の環境保全に配慮しつつ、バイオマスの生産と利用の速度のバランスを維持し、持続可能な活用を推進

第2 国が達成すべき目標

- バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得に向け、以下を2030年度目標として設定

環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

バイオマスの年間産出量の80%を利用

- ・農山村漁村の活性化
- ・バイオマス産業の発展
- ・地域の主体的な取り組みを推進

全都道府県で

バイオマス活用推進計画を策定

全市町村がバイオマス関連計画を活用

製品・エネルギー産業のうち

国産バイオマス関連産業で市場

シェアを2倍（1% 2%）に伸長

第3 講ずべき施策

【バイオマス活用に必要な基盤の整備】

- エネルギーの地産地消に向けたバイオマスの高度利用により、バイオガスからメタノールや水

素等を製造する技術や混合利用などエネルギー利用技術の拡大

- 航空分野における脱炭素化の取組に寄与する持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable Aviation Fuel¹）の社会実装に向けた取組の推進
- 施残渣設から排出される CO₂ の回収・有効利用（CCU：Carbon dioxide Capture and Utilization）や、バイオ炭による炭素の貯留効果に関する研究を推進
- 日本固有の樹木であるスギのリグニンからの改質リグニン製造や、木質バイオマスや農産物残渣中のセルロースナノファイバーを製造するなど、バイオマスのマテリアル利用を進めていくために必要な変換技術の研究開発を推進

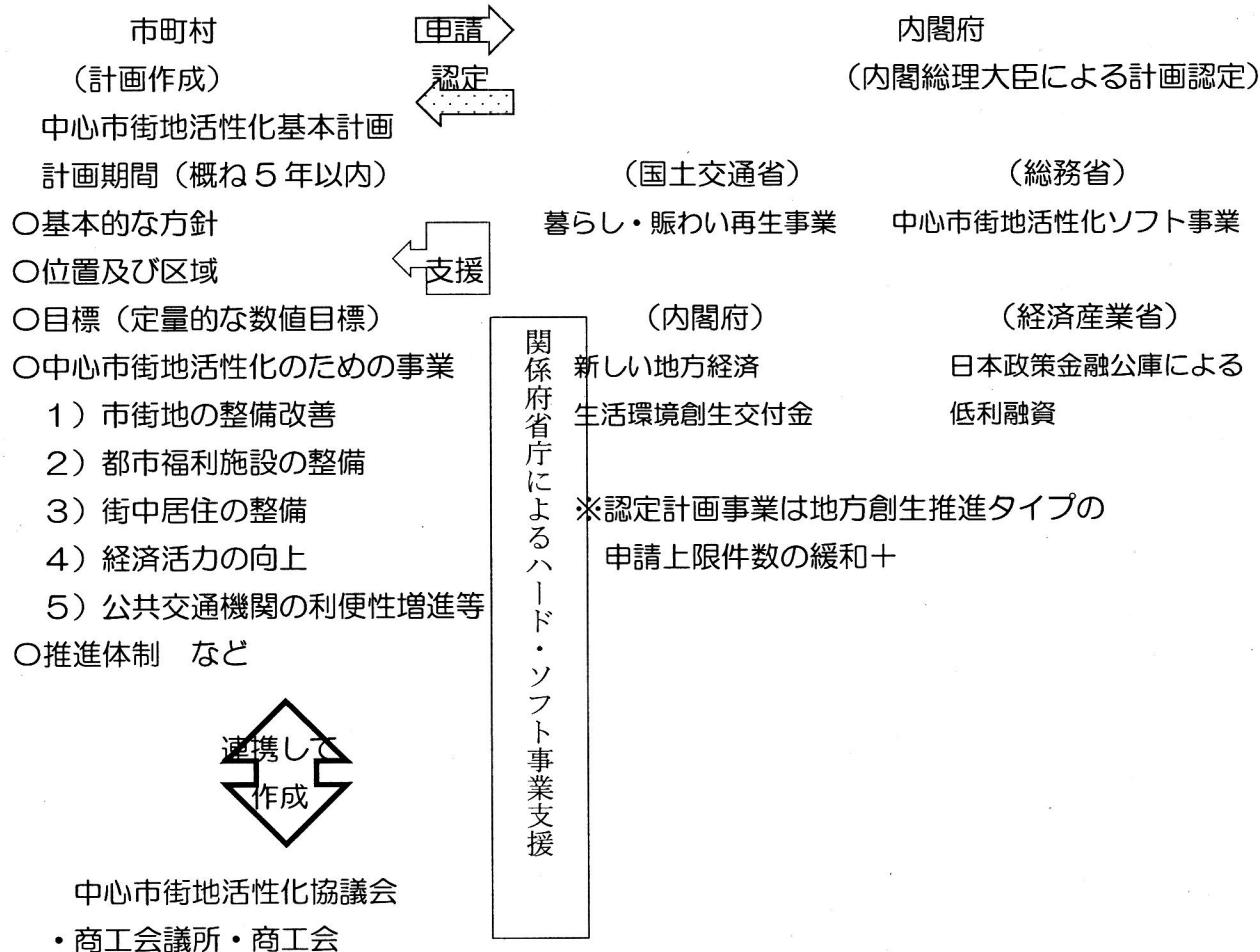
中心市街地活性化事業

経済産業省

中小企業庁 中小企業庁商業課

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村が、商工会議所等で構成される協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。



- ・まちづくり会社
- ・民間事業者・地域住民
- ・市町村 など

◇特定民間地周信市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業あって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地を活性化基本計画に基づき、

①意欲的な目標を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）

②中心市街地の経済力を向上させる波及効果があり

③地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して

経済産業大臣が認定し、低利融資等の支援を実施

● 低利融資

日本政策金融公庫からの低利融資

（特利3：1.05～1.75%、貸付最大7.2億円）

※徳利3は令和7年3月時点。実際の利率は日本政策金融公庫の判断による

※上記利率は標準的な貸付利率です

適用利率は、信用リスク（担保の有無を組む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、

詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

特定民間地周信市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

- ① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。
 - ・「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
 - ・「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
 - ・「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。
- ② 中心市街地及び周辺地域の経済力を向上させる波及効果があること。
 - ・来訪者、就職者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。
- ③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。
 - ・当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
 - ・当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
 - ・当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地貸付が行われていること。
 - ・当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付を受けていること。
- ④ 当該市町村に都市再生特別措置法による係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、

コンパクトシティ化を推進する計画。

◇優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ）

国土交通省

◆ 事業概要

「中心市街地に活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

◆ 主な 業要件

- ・内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業（法定事業）
- ・優良な住宅を 10 戸以上供給（延べ床面積の 1/2 以上が住宅）

◆ 対象地域

- ・中心市街地活性化基本計画の区域内

◆ 敷地及び建築物の基準

- ・敷地面積が概ね 500 m²以上
- ・地上 3 階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようバリアフリー化等がなされていること
- ・建ぺい率に応じた一定以上の空き地が確保されていること
- ・敷地が原則として幅員 6m 以上の通路に 4m 以上接すること

◆ 施行者

- ・地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

◆ 補助対象費用

①調査設計計画

（基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計）

②土地整備

（建築物除去等費、補償費）

③共同施設整備

（空き地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等）

◆ 補助率

圃場対象に対して国 1/3、地方 1/3、民間 1/3

（長期優良住宅の整備を含む場合は国：2/5、地方：2/5、民間：1/5）

まちなかウォークアブル推進事業

○車を中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたいくなる」まちなかづくりを推進する事業

- ◆ 事業主体等
 - 市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金）
 - 都道府県、民間事業者（都市再生推進事業費補助） いずれも国比率 1/2
- ◆ 施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

 - ①立地適正化計画策定に向けた具体的な取り組みを開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅*から半径 1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場*から半径 500mの範囲内の区域等*ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。
 - ②観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
 - ③立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた都市計画区域外の地域生活拠点
- ◆ 対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広域、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業*等

*都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術、データの活用、子ども子育て支援等の国が支援する「重点的に取り組むテーマに即した目標、指標設定した場合実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

【事業のイメージ】

 - 歩きたくなる空間の創出 Walkable
 - ◎街路空間の再構築
 - ◎道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改善・改変
 - ◎道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - ◎滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
 - 歩行者目線の 1 階をまちに開放 Eye Level
 - ◎沿道施設の 1 階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - ◎1 階部分のガラス張り化等の修景整備
 - 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity
 - ◎官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利用できるまちなかパブや公開空地として開設
 - ◎公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - ◎利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
 - 開かれた空間の滞在環境の向上 Open
 - ◎屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - ◎滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査